

北広島町農業委員会第37回総会議事録

事務局 (第37回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告：7月5日の豪雨災害報告外)

会長報告 本日委員全員出席、議事録署名を16番委員及び17番委員にお願いする。

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2番 現地は8番委員さんと確認しました。譲受人は現在1町2反あまり耕作されており、基幹作業の機械も保有され永年の農業技術も蓄積され経営されています。譲渡人は建設業で49歳と若いのですが、建設業にシフトし農業規模を縮小したいということです。残りの農地についてはお母さんもおられるので続けて耕作したいということです。以上、農地法第3条2項各号には該当しないため許可相当と判断しました。

会長 番号1番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (質疑なし)

会長 ございませんか、それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9番 この案件は、今回家の前の町道改良に係る用地買収に係わり、所有者であるお母さんが高齢で手続等が難儀なので、今回全農地を譲渡して引き続き経営していきたいということです。一反ばかりの農地が残っていますが、この農地は山林化しているため、今後、

非農地申請をして所有権移転したい意向でおられます。譲受人は30年以上農業を行っておられますので何ら問題はないので許可相当と思われます。

会 長 番号2番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。ここで21番委員には退場していただきます。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 今回の案件は、申請地4372番の道路向かいの宅地に、譲受人のお子さんが家を建てたいということが、この発端であったそうです。譲渡人は遠隔地に住んでおり、農地の管理に大変困っていたため、農地をセットで譲渡したいという強い要望があつてこのような形になったとのこと。現在地元で管理されている方にも来てもらい、状況確認をしました。4278番3は、水稻が作付けされており利用権が設定されていまして、事前に合意解約してもらいました。譲受人の営農計画では、現在の遊休地には梅を移植したいとのこと。4372番については、両方の隣接地が宅地ですので周辺に何ら影響はないと思います。譲受人は機械もあり経験実績もありますので、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と判断します。

会 長 番号3番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

2 番 4372番は一部公衆用道路となっているが、これも今後農地として活用するということですか。

3 番 申請の土地の面積と譲渡人の経営面積の差が82㎡あるが、これは一部道路が含まれており、事前に事務局にて確認しましたが、課税台帳では、道路として分散課税し、農地部分が農地台帳と連動しているため道路分の差が生じているということです。

会 長 他にございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。21番委員には入室を許可します。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 3番 申請地は遊休地ですが管理はされている農地です。今年2月に、隣地の譲渡人の家屋とともに空家バンクに登録されていた物件です。この情報を見られた譲受人が、自身が所有する施設の隣りで活用も考えられるので、建物を含め売買の話が成り立ったとのことです。譲受人の現在の所有農地は、赤シソが栽培されており良好に管理されています。今回の申請地でも赤シソを栽培し、シソのモデル園として活用したい意向です。なお、譲渡人の手持ちの約599㎡の残農地は別の場所に2筆ありますが、現時点ではタケノコも採取できるということで残しておきたいということです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。
- 会長 番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

- 会長 番号5番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 会長 加計委員とともに現地に赴き、本人から話を聞きました。申請地は、最近死亡した母の資産を整理する中で、駐車場だと思っていたところが農地だったことがわかり、今回の申請となったということです。約40年前から駐車場として利用していたということです。自宅が町道より10m高いところにあり、冬場に車を置くのに難儀していたため便利のいい道路沿いの申請地を駐車場に無断転用したもので、今回始末書を添付して申請されたものです。周辺農地への影響もなく追認案件でもありますので許可相当と考えます。
- 会長 番号5番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (質疑なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

15番 7月13日、16番委員とともに譲渡人と面談し、現地調査をしました。現在譲渡人が所有する居宅に6人が住んでいるが、手狭になり、隣の土地を子供である譲渡人に譲渡し、住宅を建築するものです。計画面積は妥当で、周辺農地への影響もありませんので許可相当と考えます。

会長 番号6番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (質疑なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

1番 許可申請の内容は摘要欄のとおりです。譲受人は30年ぐらい前にここに住んでおられたが、家を解き町外へ移住された。7月10日に、9番委員と譲受人と現地立会をしました。譲渡人から、申請地と一緒に宅地を売買しないという条件がありました。敷地は広いのですが、譲受人は子どもさんがおられ、ピッチングコーナー等を配置しておられます。以上のことから、農地法5条の許可要件は全て満たしてしていると思いますので、許可相当と考えます。

会長 番号7番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農業用施設転用届について

会 長 番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

15番 7月12日、16番委員とともに申請人と面談しました。摘要欄にありますとおり10数年前に父が倉庫を建て現在に至っているもので、始末書を添付されておられます。周辺農地にも影響はなく許可相当と考えます。

会 長 番号8番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について農業用施設転用届を受理することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

12番 (補足説明) 先日、18番委員と現地確認をしました。この倉庫は亡くなられた申請人のお父さんが建てられたもので、現在は耕作されている方が管理し農機具を入れておられます。いずれ出てくると思いますが、空家バンクを利用して、よその人が来て住んで耕作されると話がすでに進んでおります。このような状況で農業用倉庫としてきちんとしておかないと後で揉めることにもなるということで、今回の整理しておきたいというものです。

会 長 番号9番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について農業用施設転用届を受理することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

議案第5号 非農用地証明申請について

会 長 番号10番について事務局より説明をお願いします

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 番 7月10日に8番委員と現地を確認しました。申請地は北側の山林を背にして、竹林そのものになっております。20年もっと前からこういう状況だということです。山に寄った地形となっておりますので、周辺の営農条件には影響ないと思います。

会 長 番号10番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

事 務 局 資料の訂正をお願いします。摘要欄中、「農振農用地区域内(手続必要)」とありますが、「農振農用地区域外(手続不要)」と訂正ください。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について非農地証明を発行することについて賛成の方は挙手願います。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

12番 この案件は、申請人が相続する際に調査をしていたら、山と思っていた申請地が畑だったということです。申請人が定年退職するまでは、農地は地元法人に預けて、これは非農地にしておきたいということです。

会 長 番号11番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について非農地証明を発行することについて賛成の方は挙手願います。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。つづいて番号12番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

6 番 6月28日に、申請人がここら一帯を処分したいということで、購入予定者が相談に来られました。その中で、荒廃農地が2筆あるということが判明しました。一度現地へ調査へ行き、とても農地に復元できる状態ではないと判断しました。申請人はこの申請地近くに住宅を持っておられ、非農地にした後にまとめて一帯を売りに出したい意向であります。7月15日に会長と現地を調査し、非農地に該当すると判断しました。

会 長 番号12番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について非農地証明を発行することについて賛成の方は挙手願います。

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことに

ご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第7号 農用地利用配分計画について

会 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

会 長 農用地利用配分計画について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。農用地利用配分計画について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（全員挙手）

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩